

熊本県公報

第 1 0 8 7 0 号
平成 14 年 8 月 5 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | |
|------------------------|-----------|
| 告 示 | |
| 八代港港湾区域内公有水面埋立てのしゅん功認可 | (港 湾 課) 1 |
| 家畜伝染病に係る届出 | (畜 産 課) 1 |
| 公 告 | |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 | (商工政策課) 2 |
| 登 載 依 頼 | |
| 土地収用法に基づく公示送達 | (収用委員会) 2 |

告 示

熊本県告示第 602 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てのしゅん功を認可した。

平成 14 年 8 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 しゅん功認可年月日
 平成 14 年 7 月 26 日
 熊本県指令港第 5 号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 八代市港町 273、274、275 及び 276 地先公有水面
 - (2) 区域
 次の の地点と の地点を順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ昭和 55 年 5 月 22 日付け熊本県指令港第 9 号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(DL+3.95メートルにより決定)により囲まれた区域
 基 点 八代港防波堤灯台(北緯 32 度 31 分 9.5 秒、東経 130 度 32 分 6.1 秒)
 の地点 基点から 124 度 30 分 0 秒 2,485.00 メートルの地点
 の地点 の地点から 297 度 30 分 0 秒 129.00 メートルの地点
 の地点 の地点から 27 度 30 分 0 秒 152.50 メートルの地点
 の地点 の地点から 117 度 30 分 0 秒 1.00 メートルの地点
 の地点 の地点から 27 度 30 分 0 秒 77.50 メートルの地点
 の地点 の地点から 117 度 30 分 0 秒 130.00 メートルの地点
 - (3) 面積
 29,680.02 平方メートルの地点
- 4 埋立地の用途
 ふ頭用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
 昭和 62 年 1 月 27 日
 熊本県指令港第 19 号
- 6 法第 22 条第 3 項の市町村
 八代市

熊本県告示第 603 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。

平成 14 年 8 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 病 名 | 区 分 | 発 生 年 月 日 | 発 生 場 所 | 発 生 頭 数 | 適 用 |
|------|-----|------------------|---------|---------|-----|
| ヨーネ病 | 患畜 | 平成 14 年 7 月 25 日 | 熊本市 | 1 戸 1 頭 | 乳用牛 |

公 告

熊本県公告第 641 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鶴屋百貨店、テトリアくまもと
熊本市手取本町 6 番 1 号ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 鶴屋百貨店、(仮) 手取本町地区再開発ビル
変更後 鶴屋百貨店、テトリアくまもと
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名
変更前 (株)鶴屋百貨店、城東商事(株)、手取本町地区市街地再開発組合
変更後 (株)鶴屋百貨店、城東商事(株)、森泰司、緒方史朗、竹内文子、竹内雅博、宝興業(株)、(株)百花園、(株)銀染、河野ちか子
- 3 変更年月日
平成 14 年 2 月 28 日
- 4 変更する理由
各所有者に再開発組合より、建物の竣工引渡しが完了したため
- 5 届出年月日
平成 14 年 7 月 25 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 8 月 5 日から平成 14 年 12 月 4 日まで

登 載 依 頼

熊本県収用委員会公告第 12 号

公 示 送 達

熊本県球磨郡五木村字金川 1106・1131 番 7、1153 番、1207 番、1242 番、1259 番の土地所有者

氏名 山下耕司（持分 45360 分の 21）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町 12 番地

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 14 年 7 月 29 日付け熊収第 123 号の書類（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る第 6 回審理開催通知書）

（注意）上記書類を受領しないときは、平成 14 年 8 月 19 日をもって書類の送達があったものとみなされます。

平成 14 年 8 月 5 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃